

こんな時、あんな時、困ったときは…

●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●

一時保育

保護者のパート勤務等や家族の病気、冠婚葬祭等で家庭での保育が一時的に困難になった場合。預かりは月14日が限度。

- ☆対象: 満1歳～就学前
- ☆利用料(1日)
 - 満1・2歳 2,100円 満3歳 900円
 - 満4歳以上 800円
- (満3歳以上は別途 主食代30円)
- ☆直接申し込み/認定こども園 曾野第二幼稚園 子どもの庭保育園
- ◎認定こども園 曾野第二幼稚園 子どもの庭保育園 保育 TEL 81-9898

リフレッシュ保育室

保護者がリフレッシュしたい場合に、月3回まで利用して頂けます。詳細は電話でお尋ね下さい。

- ☆対象: 満1歳以上の未就学児 (幼稚園児・保育園児は対象外)
- ☆定員: おおむね6名
- ☆休日: 12/29~1/3・土・日・祝日
- ☆保育時間:
 - 平日9:30~15:30まで
 - 保育料は一時保育と同じです。
- ☆申し込み: 利用する前月の最初の平日から利用日の10日前まで、直接申し込み受付をします。

◎東部保育園内 TEL 38-2387

休日保育

日曜日・祝日に保護者が就労・病気・冠婚葬祭等で、家庭での保育が困難な時に保育園で預かります。

- ☆対象: 保育園児/0歳～就学前 保育園児以外/満3歳～就学前
- ☆利用料(1日)
 - 3歳児未満…… 2,500円
 - 3歳児……… 1,100円
 - 4歳児以上……… 1,000円
- ☆申し込み: 下寺保育園へ原則として利用月の前月20日までに

◎下寺保育園 TEL 66-3309

ファミリー・サポート・センター

子育て支援の輪をつくり、子育てを地域で相互援助のお手伝いをします。子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、子育てのお手伝いをしたい方(援助会員)同士で一時的に子育ての援助をしています。

☆依頼会員対象: 生後43日～小学6年生の子どもをお持ちの方

☆利用料・報酬(1時間あたり)

平日7:00~20:00/700円
土曜日・休日・平日時間外/800円
※事前に会員登録が必要です。

◎子育て支援課 TEL 38-5810

病児保育

児童が病気で集団生活が困難な場合に一時的に預かる事業。

- ☆対象: 0歳からの保育園児・幼稚園児～小学3年生 月～土曜日(土曜日は半日)水曜日は休診
- ☆利用料(1日) 3歳未満 2,100円 満3歳 900円・満4歳以上800円
- ☆直接申し込み/なかよしこどもクリニック
- ◎なかよしこどもクリニック TEL 66-1221 7:30~8:30まで TEL 090-4790-6063

病後児保育

※登録は、原則として事前に済ませていただきます。

- ☆対象: 満1歳以上の保育園児、幼稚園児、小学校1年生から小学校3年生までのお子さん
- ☆実施場所: 病後児保育室てっぴールーム 岩倉市本町前田74番地6 C棟
- ☆利用申し込み: 7:30~18:00まで TEL 66-4588
- ※医師の診察を受けていただき、病後児保育室での預かりができるかどうか診断をうけてください。
- ☆利用日: 月曜日～金曜日 7:30~18:00(土・日・祝日・年末年始は休業)
- ☆利用料: 3歳未満1,800円・満3歳800円・満4歳以上700円

◎病後児保育室 てっぴールーム TEL 66-4588

～ことばのゆっくりな子ども、集団にうまく入れない子ども、身体の不自由な子どもと保護者のための療育の場～

子ども発達支援施設 あゆみ教室

- 療育・親子あそび・保護者への助言・相談など
- ☆対象: 就学前の子ども ☆月～金曜日 あゆみ教室 9:00~15:00 相談等 8:30~17:00

◎あゆみの家 TEL 66-5901

子育て支援センター自主サークル

リス・キッズ ☆第3木曜日 10:30~ 子育て支援センター活動室 リトミック

その他の自主活動グループ

マーマレード ☆大人対象/水曜日 第五児童館 人形劇制作・公演など

家庭訪問型子育て支援事業 「ホームスタート」

未就学児がいる家庭に、子育て経験者のボランティアが訪問する「家庭訪問型子育て支援」です。

◎申込先/ホームスタートいわくら TEL 080-4524-9480

育児講座

子育てに関する様々なテーマを取りあげ、専門講師による講座や親子で楽しむあそびを開催します。

◎子育て支援センター TEL 38-3911

生涯学習講座

子どもから離れて子育てについて学びます。調理実習、リラックスタイムもあります。

☆託児あり(※事前申し込み制) 詳しくは、広報でお知らせします。

◎生涯学習センター TEL 38-0100

放課後児童クラブ(学童保育)

保護者が家庭外で働いているなど、子どもの面倒を十分にみるできないご家庭の児童を預かる事業

☆対象: 小学1~4年生(岩倉北・岩倉東・岩倉南・五条川小学校放課後児童クラブは小学1~6年生)

☆月～金曜日 下校後～19:00 学校休業日 7:30~19:00

☆利用料(1ヵ月) 3,000円 (学校休業日は延長保育料が別途かかります)

☆最寄りの児童館 もしくは 第一児童館

◎第一児童館 TEL 38-1106

放課後子ども教室

各小学校の体育館・図書室・コンピュータ室を各小学校の在籍児童(1~6年生)に開放しています。

※北小・五条川小・南小は体育館・図書室のみ開放

☆毎週土曜日

☆9:00~12:00(長期休業中等を除く)

☆問い合わせ: 生涯学習課

◎生涯学習課 TEL 38-5819

ひとり親家庭

◎問い合わせ/子育て支援課 児童グループ TEL 38-5810 市民窓口課 保険医療グループ TEL 38-5833

手当(子育て支援課 児童グループ)

児童扶養手当・愛知県遺児手当・岩倉市遺児手当

次の要件が当てはまる18歳以下(18歳到達の年度末日まで。児童扶養手当は児童に一定の障害があるとき20歳未満)の児童を監護・養育している方に支給します。 ※支給要件や所得制限などがありますので、申請前にお問い合わせください。

- 《対象となる児童》
- 父母が婚姻を解消した児童
 - 父または母が死亡した児童
 - 父または母が重度の障害の状態にある児童
 - 母が婚姻しないで生まれた児童 など
- 《支給額(令和5年4月現在)》
- 児童扶養手当(※所得により手当て額が異なります。)
 - 月額 児童1人のとき…………… 10,410円~44,140円
 - 児童2人目の加算額…………… 5,210円~10,420円
 - 児童3人目以降の加算額(1人につき)3,130円~6,250円
 - 愛知県遺児手当 月額 児童1人あたり…… 4,350円
 - ※支給開始後3年を経過すると2分の1に、5年を経過すると終了
 - 岩倉市遺児手当 月額 児童1人あたり…… 2,500円

助成・貸付・給付金・相談など

それぞれ対象となる要件や所得制限などがありますので、事前に各担当までお問い合わせください。(制度改正により、内容が変更となる場合があります。)

母子・父子家庭医療(市民窓口課 保険医療グループ)

ひとり親家庭等の病気がけがで医療機関にかかった(入院・通院・調剤・医療費の自己負担分(保険診療分のみ)の全額を助成します。扶養される児童及び父母のない児童が18歳以下(18歳到達の年度末日まで)である場合が対象となります。

母子父子寡婦福祉資金の貸付(子育て支援課 児童グループ)

経済的な自立支援と児童の福祉増進のために必要な資金(修学、就学支度、就職支援ほか)を借りることができます。

ひとり親家庭等日常生活支援(子育て支援課 児童グループ)

就職活動、病気、冠婚葬祭などの理由で、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買入れなどの生活支援を行っています。支援の内容や期間については、打ち合わせの上で決定しますので、事前にお問い合わせください。

就業相談・自立支援プログラム(子育て支援課 児童グループ)

仕事探しや転職を希望している方の相談を受け付けています。就業支援専門員によるカウンセリングや履歴書の添削、面接対策、求人情報の提供などを行い、それぞれの方に合った自立支援計画を立てて就業等の支援を行います。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金(子育て支援課 児童グループ)

就職や転職のための資格取得や経済的な自立を支援するため給付金を支給します。いずれも事前審査が必要です。

- 《自立支援教育訓練給付金》
- 指定の講座(雇用保険制度の教育訓練講座など)を受講し、修了した場合に支給します。
- 支給額 対象講座の受講料の60%に相当する額(上限20万円)
 - (専門実践教育訓練対象の場合…修業年数×40万円(上限160万円))
- 《高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金》
- 就職に結びつきやすい専門的な資格(看護師、介護福祉士、保育士等)の取得を目指す方に対し、生活の経済的負担の軽減を図るため給付金を支給します。
- 支給額《促進給付金》(支給期間上限あり)
 - ・市町村民税非課税世帯 月額100,000円
 - 養成機関における課程修了までの期間の最後の12か月は 月額140,000円
 - ・市町村民税課税世帯 月額70,000円
 - 養成機関における課程修了までの期間の最後の12か月は 月額110,500円
- 《修了支援給付金》(修学期間終了後1回のみ支給)
- ・市町村民税非課税世帯 50,000円
 - ・市町村民税課税世帯 25,000円
- 《高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金》
- 高等学校卒業程度認定試験の対象講座の受講費用の軽減を図るために支給します。(児童が受講する場合も対象)受講開始時、修了時、高卒認定試験合格時に受講費用の一部について、給付金を支給します。(上限15万円)
- JR通勤定期乗車券の割引(子育て支援課 児童グループ)
- 児童扶養手当受給世帯の方がJR通勤定期券を購入する場合、定期代が3割引になる制度です。